

被災された農業関係者の皆様へ

農業機械・ハウス・畜舎等の再建等への支援

(事業名) (県事業名) 被災農業者施設等支援事業
(国事業名) 農地利用効率化等支援交付金 (被災農業者支援タイプ)

■対象経費 農業機械・施設の再建・修繕に要する経費

■事業主体 市町村 (助成対象の農業経営体への間接補助)

■対象者 気象災害等により農業被害を受けた農業者又は農業者が組織する団体
気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者

■補助対象メニュー

- (1) ハウス等 (園芸施設共済の加入対象) の再建・修繕
- (2) 機械・畜舎等 (園芸施設共済の加入対象以外) の再取得・再建・修繕
- (3) 複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得
- (4) 農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする当該ハウス等の補強
- (5) 被災した施設の解体・運搬・処理等
- (6) 農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理
- (7) 農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等

■補助率 (1)～(3) 3/4以内、(4)45/100以内、(5)～(7)5/10以内

(問合せ先) 各市町村農業担当課
富山県農業経営課 TEL 076-444-3266